

令和 2 年 第 5 回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和 2 年 4 月 1 5 日（水）			
招集の場所	時津町役場本庁舎 5 階第 2 会議室			
開・閉議日 時及び宣言	開 議	令和 2 年 4 月 1 5 日（水）午後 1 時 3 0 分		
	閉 議	令和 2 年 4 月 1 5 日（水）午後 1 時 4 1 分		
出欠委員の氏名 出席 5 名 欠席 0 名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	川崎 孝敏	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	松園 喜秀	社会教育課長	蒔添 浩明
	学校教育課長	帶山 保麿	教育総務課長	栗山 浩毅
			教育総務課長補佐	前田 和彦
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第3回）

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会決裁規程の一部を改正する規程）

議案第35号 時津町スポーツ推進委員の委嘱について

議案第36号 時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和2年第5回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第3回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録（第3回）の承認についての件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和2年第3回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「はい」の声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和2年第3回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和2年3月24日から令和2年4月13日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会決裁規程の一部を改正する規程）

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、議案の審議等を行います。

議案第34号専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会決裁規程の一部を改正する規程）の件を議題とします。

議案第 3 4 号について、事務局の説明を求めます。

○ 帯山学校教育課長

議案第 3 4 号専決処分の承認を求めることについて、の提案理由をご説明いたします。

本件は、学校教育課に配置されている「教頭職の学校教育指導主事」について、組織上の職を設けるため、時津町教育委員会決裁規程の一部を改正するものでございます。

改正内容は、課長の代決者として第 1 順位に専門幹の職が位置付けられておりますが、これに主幹の職を加えるものでございます。

そのため、時津町教育委員会決裁規程、第 1 1 条第 1 項の決裁者の表に、代決者として「専門幹」の次に「主幹」を加えるものでございます。

なお、この規定につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から施行する必要がありましたが、教育委員会を招集するいとまがなかったため、「時津町教育委員会事務専決規程」第 2 条の規定により専決処分を行ったので、報告を行いその承認を求めるものでございます。

以上で議案第 3 4 号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本件について、ご質問はありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 3 4 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 3 4 号専決処分の承認を求めることについての件は、原案どおり可決されました。

日程第 3 議案第 3 5 号 時津町スポーツ推進委員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第 3 5 号時津町スポーツ推進委員の委嘱についての件を議題とします。

議案第 3 5 号について、事務局の説明を求めます。

○ 蒔添社会教育課長

それでは、議案第 3 5 号、時津町スポーツ推進委員の委嘱についてご説明いたします。

本町のスポーツ推進委員につきましては、昨年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの 2 年間を任期として、20 名の方について委嘱しておりますが、本年 4 月 1 日付けで教職員に異動があり、2 名についてあらためて学校からの推薦を受けましたので、新たにご承認をい

ただくものです。

今回ご承認をいただく委員につきましては、添付資料時津町スポーツ推進委員一覧の16 鳴北中学校「田口雅一（たぐちまさかず）先生」と19の時津東小学校「長田幸一郎（ながたこういちろう）先生」の2名の方でございます。

なお、今回委嘱する2名の先生方の任期は、前任者の残任期間であります本年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となります。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第35号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第35号時津町スポーツ推進委員の委嘱についての件は、原案どおり可決されました。

程第3 議案第36号 時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第36号時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱についての件を議題といたします。

議案第36号につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 蒔添社会教育課長

それでは、議案第36号時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

本委員会委員につきましては、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を任期として、10名の方を委嘱しております。

そのため、本年4月1日付けで新たに委嘱する必要がありますので、教育委員会の承認を得るため提出するものです。

委員の氏名等につきましては、別紙の放課後子ども教室運営委員会委員名簿をご覧ください。

記載のとおり、村井 宏之氏ほか9名の方につきまして、本年4月1日から令和3年3月31日までを任期として委嘱するものでございます。今回、委嘱が決定している10名全員

が再任でございます。

以上で、議案第 36 号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問はありませんでしょうか。

質問は無いようですので、直ちに採決します。

議案第 36 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 36 号時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱の件は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和 2 年第 5 回時津町教育委員会会議を閉会します。